

様式 11-1

事 業 報 告 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 保田矯正歯科
- ① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 兵庫県西宮市甲子園口三丁目20番3号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成4年10月12日
- (4) 設立登記年月日 平成4年10月23日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	保 田 好 秀	保田矯正歯科管理者
理 事	保 田 美 緒	
同	保 田 広 子	
監 事	相 原 一 慶	
評 議 員	該当無し	

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	該当なし	該当なし	該当なし
診療所	保田矯正歯科	兵庫県西宮市甲子園口三丁目20番3号	該当なし
介護老人保健施設	該当なし	該当なし	該当なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし	該当なし	該当なし

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

会議名

議決又は同意事項

令和 4年 5月 27日 定時社員総会 令和3年度決算の承認

令和 5年 2月 20日 定時社員総会 令和5年度事業計画及び収支予算案の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

平成 年 月 日 (施設名・事業所名)
平成 年 月 日
平成 年 月 日

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成 年 月 日 (指定内容)
平成 年 月 日
平成 年 月 日

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式11-2

法人名 医療法人社団 保田矯正歯科

※医療法人整理番号

00522

所在地 西宮市甲子園口3丁目20番3号

財 産 目 錄
(令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 領	95,738 千円
2. 負 債 領	138,565 千円
3. 純 資 産 領	△ 42,827 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金額
A 流動資産	60,475
B 固定資産	35,262
C 資産合計 (A+B)	95,738
D 負債合計	138,565
E 純資産 (C-D)	△ 42,827

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団 保田矯正歯科

※医療法人整理番号 00522

所在地 西宮市甲子園口3丁目20番3号

貸 借 対 照 表

(令和 5年 3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	60,475	I 流動負債	54,574
II 固定資産	35,262	II 固定負債	83,991
1 有形固定資産	10,568	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	0	負債合計	138,565
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	24,694	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本金	11,000
		II 積立金	△ 53,827
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	△ 42,827
資産合計	95,738	負債・純資産合計	95,738

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 保田矯正歯科

※医療法人整理番号 00522

所在地 西宮市甲子園口3丁目20番3号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	161,179
2 事 業 費 用	162,024
本來業務事業利益	845
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 利 益	845
II 事 業 外 収 益	12,937
III 事 業 外 費 用	428
經 常 利 益	11,664
IV 特 別 利 益	100
V 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	11,764
法 人 稅 等	214
当 期 純 利 益	11,549

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人社団 保田矯正歯科

所在地 西宮市甲子園口3丁目20番3号

※医療法人整理番号 〇〇五二二

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員の近 親者が代 表する法 人	株式会社 SKMK (注1)	西宮市	9,410	歯科材料 小売	歯科材料 の購入 (注2)	歯科材料 の購入 (注2)	18,658	買掛金	3,578

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長保田好秀の子が代表取締役である法人

(注) 2. 株式会社SKMK社からの歯科材料の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末振込による。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 関係事業者ごとに記載すること。

(注) 2. 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者の中該当する関係を記載する。近親者である場合には綱柄を記載する。

(注) 3. 次に定める取引については上記の注記を要しない。
イ 一般競争入札による取引並びに賃金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。

ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い、

4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 保田矯正歯科
理事長 保田好秀 様

私（注1）は、医療法人社団 保田矯正歯科の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月28日

医療法人社団 保田矯正歯科

監事 相原一慶

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。